

# 令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金・ 新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰対策として、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。

**対 象** 令和6年6月3日時点で潮来市に住民登録がある世帯全員が、令和6年度（令和5年中の収入）住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

## 【以下の世帯は今回の給付金の対象となりません】

- ① 住民税均等割が課税されている他の親族等による扶養を全員が受けている世帯
- ② 令和5年度住民税非課税世帯給付金支給対象世帯（7万円）
- ③ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金支給対象世帯（10万円）
- ④ 他市区町村で実施する同等の給付金の支給対象世帯
- ⑤ ②～④の世帯の世帯主であった方を含む世帯

※他にも要件があります。詳細はお問合せください。

**支 給 額** 1世帯あたり10万円

**支給開始** 7月下旬予定

**申請方法** 対象と見込まれる世帯には、7月11日(木)から順次、市から「確認書」を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。

※世帯の中に未申告者等がいる場合は、住民税の申告で所得が確定した後、申請書を添付書類と一緒に郵送または直接ご提出ください。申請書は、社会福祉課窓口または市ホームページから取得できます。添付書類については、申請書に記載しておりますのでご確認ください。

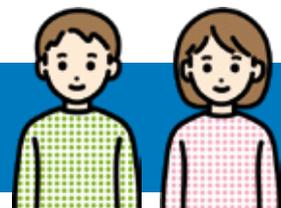
**申請期限** 9月30日（月）



市ホームページ

【お問合せ】 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391

# 令和6年度こども加算給付金



右ページの「令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金」または、「新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金」の対象世帯であり、18歳以下の児童を扶養する方にこども加算給付金を支給します。

## 対象児童

平成18年4月2日から令和6年10月31日までの間に出生した方

## 支給対象者

- ①「令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金」または、「新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金」の対象世帯であり、令和6年6月3日時点で、上記の対象児童と同一の世帯に属している方、または対象児童を扶養している方
- ②「令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金」または、「新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金」の対象世帯の世帯員であり、令和6年6月4日以降、離婚等の理由により対象児童と同一世帯の世帯主となった方、または対象児童を扶養している方
- ③所得の申告や課税区分の変更、その他何らかの事由により、「令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金」または、「新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金」の対象世帯となった方であり、上記の対象児童と同一の世帯に属している方、または対象児童を扶養している方

※その他要件に該当するか不明な場合はお問合せください。

## 支給額

児童1人あたり5万円

## 必要な手続き

	平成18年4月2日から令和6年6月3日までに生まれた児童分	令和6年6月4日から令和6年10月31日までに生まれた児童分
上記①に該当する方	新たな非課税世帯等給付金の案内(7月中旬より順次送付)に同封の <u>確認書を返送</u> してください。	<b>申請が必要です。</b> 申請書と添付書類*を子育て支援課に提出してください(郵送可)。 (10月31日(木)締切)
上記②③に該当する方	<b>申請が必要です。</b> 申請書と添付書類*を子育て支援課に提出してください(郵送可)。 (10月31日(木)締切)	

※申請書は、子育て支援課窓口または市ホームページから取得できます。

添付書類については、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線388